

【想定出題趣旨速報】

2027年度 中央大学ロースクール入試

上3法

作成：The Law School Times 編集部

【憲法】

・総評

本問題は、福岡地裁令和6年3月27日（及び福岡高裁令和7年4月21日）を題材にするもの（以下、地裁判決）だと思われる。憲法判断にかかる部分は、地裁の判断を高裁が是認する形であるため、参照すべきは地裁判決であろう。

また、求められているのは法令違憲の検討であり、BやXにかかる個別事情を拾う必要はない。

・設問1

本設問は、規定②の要件bについて、同要件は憲法が保障する職業選択の自由（憲法22条1項）を制約するものではない、とのY市の反論の内容を検討するものである。反論の当否は問われておらず、端的に反論の内容を指摘すればよい。

地裁判決では、公共空間における屋台営業が例外的に許可され、その屋台営業によって生計を立てている者による承継が認められてきたという歴史的経緯や、固定店舗や新規参入者との均衡等に照らすと、公共空間で屋台営業を継続してきた事実のみをもって、当該屋台営業者の配偶者等が当該場所で屋台営業を継続することができる法的地位を保障されているものではない、と判断されている。そのため、本設問の解答にあたってはこの判断を参考に検討することが求められる。

本件公園での営業行為等は、Y市公園の本来的設置目的に沿うものではない。そのため、問題文にも占有や屋台営業を既得権として保障することはできないと明示されている。本来的設置目的に照らして、Y市公園条例3条1項は、営業行為等をするには市長の許可が必要である旨を定め（原則禁止・例外許可）、その許可をするにもY市公園条例3条3項の限定がかかる。このような規定から、Y市公園条例は3条1項の許可をするに市長の要件裁量を認めていると解釈することができる。この規定ぶりからすると、そもそもY市公園で占有許可を受けて屋台営業をすることは、憲法22条1項により保障されるものではなく、あくまで例外的に可能となるにすぎない。このような事実に触れ、Y市の反論の内容とすべきであろう。

なお、問いは「憲法が保障する職業の自由に制約を加える性質の規定ではない」とのY市の反論の内容を検討することを求めている。単純に読めば、憲法22条1項の職業選択の自由の保障が及ぶことを前提にしたうえで、いわゆる「制約」がないとの反論の内容を検討す

ることを求めているように見える。しかし、地裁は保障段階での判断をしているため、それに即応した検討することが筋であろう。このような考えから、参考答案では、「憲法が保障する職業の自由」に「Y市公園で占有許可を受けて屋台営業をすること」が含まれないとの反論の内容を検討している。その検討の結果として憲法22条1項の保障が及ばないのであるから、「憲法上の権利」に対する「制約」が観念できず、制約の正当化を検討するまでもない、とのY市の反論の内容であると理解するわけである。

・設問2

本設問は、規定②の要件bが憲法14条1項の平等原則に反するかどうかを検討するものである。

憲法14条1項にかかる合憲性を検討するには、なによりもまずどこに区別が生じているのかを精確に確定させる必要がある。地裁判決は、本件条例施行日において、「主として現営業者が営む屋台営業の収入により生計を維持している屋台営業従業者」と「そうではない者」との間に、屋台営業の承継が可能かどうかの区別が生じていることを認定している。この判断を参考に、本設問の解答をするべきであろう。問題文3頁5行目以降を見ると、原告Xは、本件条例施行日の段階で、前主Bの収入に依存していなかったとの事実が挙げられているため、これをヒントに、やはり上記の区別を認定するべきだと思われる。

区別の存在を認定した後は、憲法14条1項が相対的平等を定めていることを論証した上で、「事柄の性質に応じた合理的な区別は許される」旨も論証することがセオリーである。そして、事柄の区別に応じた合理的な区別か否かを検討し、審査基準を導出する必要がある。地裁判決は、本件条例が制定されるに至った経緯や区別の性質に照らして、合理的な目的のもととられた合理的関連性を有する手段であるかどうか、を審査基準にしているといつてよい。公園での営業は既得権として保障されているものでもないし、許可にも市長の裁量が認められている。規定構築の経緯にも照らすと、本設問の解答でも、地裁判決を参考にするべきだろう。逆に、消極目的であることを認定したとしても、そのみでは区別の合理性を検討する決定的要因にはならないであろう。

そして、規定①に着目したい。規定②要件⑥に該当しない場合であっても、規定①に該当すれば公園占有許可を受けうるという仕組みになっている。つまり、前主の営業を承継なくとも、自己独自の公園占有と屋台営業が、公募制により可能となる途が残されているのである。このような代替手段の存在にも着目することが望ましい。

・考察

地裁判例を知っている者はいないと思われ、これを知っているか否かで差がつく問題とはいえないであろう。職業選択の自由（憲法22条1項）に関する基本判例や平等権（憲法14条1項）に関する基本判例を踏まえ、事案に即した検討が特に求められた。

以上

【民法】

・総評

本問は、中古ビデオカメラの売買および同種カメラの賃貸借を素材として、契約不適合責任と同時履行の抗弁権（設問1）、動産物権変動の對抗要件と賃借権の対抗力及び賃貸人たる地位の移転（設問2）という、売買・賃貸借・物権変動の基本的理解を横断的に問うものである。

・設問1

本問は、BのAに対する残代金請求に対し、Aが「不具合が修理されるまで支払わない」と拒絶できるかを問う。検討の中心は、引き渡された甲が「品質……に関して契約の内容に適合しない」（562条1項本文）といえるかという点にある。

中古品売買では一定の性能低下が契約内容に織り込まれるのが通常であるところ、Aが屋外での長時間撮影という用途を告げ、Bがこれを了承して販売したという事実（事実4）を摘示し、「契約の内容」が当事者の合意・契約目的・締結経緯等から規範的に確定されることを踏まえて不適合を認定することが求められる。Bが「中古品であること」を理由に渋る点への応接（免責特約の不存在、572条参照）、買主の帰責事由の不存在（562条2項、事実8）、期間制限（566条）の充足にも触れることが期待される。

その上で、修補による追完請求権と残代金支払債務とが同時履行の関係に立つこと（533条本文）を指摘し、Bの請求が修補と引換えにのみ認められることまで示すことが求められる。

・設問2

本問は、賃借中の動産乙がCからDへ売却された事案において、Dの所有権に基づく返還請求に対するAの反論を順次検討させるものである。

第1に、動産物権変動の對抗要件（178条）の抗弁である。もっとも、時間的制約や問題文の書き方からして、検討するとしても軽い検討で構わないし、検討していなくても影響は小さいと思われる。参考答案では、不動産の場合との対比という意味で軽く記載した。

第2に、賃借権に基づく占有権原の抗弁である。動産賃貸借には対抗力を付与する規定がなく（605条は不動産に限る）、賃借権は債権として新所有者Dに対抗できないこと（「売買は賃貸借を破る」）を正面から指摘することが求められる。

第3に、賃貸人たる地位の移転である。605条の2第1項（当然移転）は不動産かつ對抗要件具備を前提とし、605条の3（合意による移転）も不動産に限られる上、本件ではCD間に承継の合意がない（事実13）ため、いずれの構成によっても地位の移転は認められない。なお、605条の2等の趣旨に鑑みて、動産の賃貸借についても賃貸人の地位の移転が認められるとする答案の構成もありうるだろう。

後段（乙が家屋であり、Dに鍵の引渡しがなされている場合）は、①不動産物権変動の対抗要件は登記であり（177条）、鍵の引渡しは対抗要件とならないこと、②建物の引渡しを受けた賃借人Aは借地借家法31条により賃借権をDに対抗できること、③その結果、賃貸人たる地位は合意も賃借人の承諾もなく当然にDへ移転（605条の2第1項）することを指摘し、動産の場合（請求認容）と家屋の場合（請求棄却）とで結論が分かれる構造を対比的に示すことが期待される。

動産と不動産とで、(a)物権変動の対抗要件、(b)賃借権の対抗力、(c)賃貸人たる地位の移転のルールがそれぞれ異なることの理解を試す趣旨であると考えられる。

・考察

設問1については、条文操作自体は基本的なものであり、事実4の用途の告知とBの了承を契約内容の確定に結びつけられたかどうかで差が生じたものと思われる。中古品であることをどう評価するかに悩んだ者も多いと思われるが、この点に触れた上で、当該品質が契約内容となっていたことを事実即して認定できていれば、十分な評価に値すると思われる。

設問2については、動産賃貸借に対抗力がないという点は、多くの者が指摘できたものと思われる。もっとも、事実11及び事実13は、対抗要件（178条、184条）及び賃貸人たる地位の移転（605条の2、605条の3）をも検討させる趣旨と解され、これらに気づいて論じられていれば高い評価に値しよう。後段については、動産と不動産との差異を条文の次元で示すことができたかが、評価の分かれ目となったものと思われる。

以上

【刑法】

・総評

本事例は、甲がAを殺害して金品を奪う意思で、A宅を訪問しAの胸部を包丁で刺し、意識を失わせた後に、A宅を訪問した乙に事情を打ち明けた結果、乙が金品を奪うことについて合意した上で物色して現金及び貴金属類を奪取した事案である。

・設問1について

甲は、殺意を持ってAの胸部を刺したうえで、現金及び貴金属類をA宅から持ち出して逃亡している。そのため、強盗殺人罪（刑法240条）の成否を検討すべきである。

事案の検討においては、明らかに殺害行為及び強取行為が認められるため、これらの要件を示したうえで、簡潔に当てはめする必要がある。

特に問題となるのは、A宅をたまたま訪れたBが救急車を呼び、救急車によって病院に運ばれていたところ、交通事故が発生し、直接の死因は当該事故を基に生じた脳挫傷であることから、甲の刺傷行為とAの死亡の間に因果関係が認められるのか否かである。本件のように介在事情の結果への寄与度が大きい場合は、因果関係をいかに考えるかという判断基準に合致した形での事案の評価を要するが、行為と介在事情の関連性、介在事情によって結果が引き起こされたことについて、行為者の行為に含まれる危険性が結果に現実化したと評価できるのかに着目した検討を要する。

客観的に因果関係が認められる範囲が確定した後、故意が認められるかについても検討を要する。甲が行為時に認識していた因果経過と実際の因果経過に齟齬が生じているからである。

・設問2について

刺傷行為には関与していない乙について、どの範囲で帰責させることができるか、いわゆる承継的共同正犯の成立範囲についての問題である。3つの見解を挙げたうえで各見解の論拠を示し、どの見解が妥当かについて論じる必要がある。

この論点については、そもそも共同正犯の性質をいかに捉えるか、因果的共犯論に立ち、因果性を重視した場合に、どの範囲で因果性が要求されるのかについて考える必要があり、見解毎の結論の妥当性を検討する必要がある。

・考察

設問1については、因果関係が認められるか否かについて、事案に即した丁寧な評価を要する。この点について説得的な論じ方がされていれば評価が高いと思われる。

設問2については、各見解の理由付け及び結論を正しく示すことができているか、各見解に向けられている批判がどのような点にあるのか、それを踏まえたうえで私見としてどの立

場が合理的と考えるのかを理由付けと共に説得的に論じることのできている答案は評価が高いと思われる。

以上